

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

次

ページ

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示	(税務課)	一一九
○特定調達契約に係る落札者等の公示	(情報政策課)	一二一
○一般競争入札の資格に関する公示	(保健福祉部総務課)	一二二
○一般競争入札の実施	(保健福祉部総務課)	一二三
○生活保護法による介護機関の指定	(保護課)	一二三
○生活保護法による介護機関の変更の届出	(保護課)	一二四
○大規模小売店舗立地法による市町村等の意見	(地域産業課)	一二五
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出	(土地改良指導課)	一二五
○土地改良区の定款の変更の認可	(土地改良指導課)	一二六
○道営土地改良事業計画の決定	(土地改良指導課)	一二六
○道営土地改良事業変更計画の決定	(土地改良指導課)	一二六
○道営土地改良事業の工事の完了	(土地改良指導課)	一二六
○知事権限に係る保安林の指定	(治山課)	一二七
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	一二七
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	一二八
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の開始	(道路計画課)	一二九
○道路の区域の変更	(道路整備課)	一二九
○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可	(砂防災害課)	一二九
○公募型プロポーザルの実施	(情報政策課)	一三一
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了 (二件)		一三二
○札幌医科大学告示		一三二
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (二件)		一三二
○道立衛生研究所告示		一三三
○特定調達契約に係る落札者等の公示		一三三
○道教育庁石狩教育局告示		一三三
○特定調達契約に係る落札者等の公示		一三四

道選挙管理委員会告示

○参議院選挙区選出議員選挙における政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数について

○不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正

道公安委員会告示

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示

道警察本部告示

○一般競争入札に係る資格に関する公示

○一般競争入札の実施に関する公告 (三件)

告

示

北海道告示第895号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成13年5月18日

北海道知事 堀 達 也

1 道税総合情報処理システム電算処理業務等委託契約

(1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

ア 道税総合情報処理システム運用業務 一式

イ 道税総合情報処理システム入力媒体作成業務

(ア) 随意契約に係る特定役務の名称

a ANK1字当たりの単価

b 漢字1字当たりの単価

c 入力媒体1件当たりの単価

(イ) 数量

a ANK 調達予定数量 201,863,300字

b 漢字 調達予定数量 15,112,000字

c 入力媒体 調達予定数量 2,300,950件

ウ 道税総合情報処理システムシーリング業務

(ア) 随意契約に係る特定役務の名称

a 封かん1件当たりの単価

b 封入・封かん1件当たりの単価

(イ) 数量

a 封かん 調達予定数量 628,890件

第1263号

北海道公報

北 海 道 公 報	第1263号	b 封入・封かん 調達予定数量 5,030,700件 エ 道税総合情報処理システムコレクタソフトデータタッチャー処理業務 (7) 随意契約に係る特定役務の名称 1件当たりの単価 (4) 数量 調達予定数量 512,600件 オ 道税総合情報処理システムCD-ROM作成業務 (7) 随意契約に係る特定役務の名称 a フスタ1枚当たりの単価 b コピー1枚当たりの単価 (4) 数量 a フスタ 調達予定数量 44枚 b コピー 調達予定数量 690枚 カ 道税総合情報処理システムプログラム作成業務 (7) 随意契約に係る特定役務の名称 1 人工当たりの単価 (4) 数量 調達予定数量 82.6人工		(2) 随意契約の相手方を決定した日 平成13年4月2日 (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所 ア 氏 名 北海道ビジネスオートメーション株式会社 イ 住 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目1番地 (4) 随意契約に係る契約金額 ア 道税総合情報処理システム運用業務 674,490,600円 イ 道税総合情報処理システム入力媒体作成業務 (7) ANK 1字当たりの単価 0.45円 (4) 漢字1字当たりの単価 1.80円 (ウ) 入力媒体料1件当たりの単価 0.3円 カ 道税総合情報処理システムシーリング業務 (7) 封かん1件当たりの単価 3.5円 (4) 封入・封かん1件当たりの単価 3.5円 エ 道税総合情報処理システムコレクタソフトデータタッチャー処理業務 1件当たりの単価 14円 オ 道税総合情報処理システムCD-ROM作成業務	(7) フスタ1枚当たりの単価 15,900円 (4) コピー1枚当たりの単価 2,600円 カ 道税総合情報処理システムプログラム作成業務 1 人工当たりの単価 593,000円 (5) 契約の相手方を決定した手続 随意契約 (6) 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。 (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道総務部税務課 イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 2 道税総合情報処理システムに係る端末機等の賃貸借契約 (1) 随意契約に係る物品等の名称及び数量 ア 随意契約に係る物品等の名称 道税総合情報処理システムに係る端末機等の賃貸借1月当たりの単価 イ 数量 端末機等一式 (2) 随意契約の相手方を決定した日 平成13年4月2日 (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所 ア 氏 名 北海道ビジネスオートメーション株式会社 イ 住 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目1番地 (4) 随意契約に係る契約金額 ア 道税総合情報処理システムに係る端末機等の賃貸借 端末機等一式のうち、 平成15年3月31日を契約期間の終期の限度とするものの1月当たりの単価 142,240円 イ 平成16年3月31日を契約期間の終期の限度とするものの1月当たりの単価 17,346,180円 ウ 平成17年3月31日を契約期間の終期の限度とするものの1月当たりの単価 149,600円 (5) 契約の相手方を決定した手続 随意契約 (6) 随意契約によった理由
-----------	--------	---	--	--	---

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

- (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道総務部税務課
イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

3 自動車税分配テープ作成業務委託契約

- (1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
ア 随意契約に係る特定役務の名称
自動車税分配テープ作成業務

- (7) 平成12年度情報に係る情報料1件当たりの単価
(4) 平成13年度情報に係る情報料1件当たりの単価
(ウ) 磁気テープ（カートリッジ型）1巻当たりの単価
イ 数量

- (7) 調達予定数量 201,944件
(4) 調達予定数量 2,584,883件
(ウ) 調達予定数量 1巻

- (2) 随意契約の相手方を決定した日
平成13年4月2日

- (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
ア 氏 名 財団法人地方自治情報センター
イ 住 所 東京都千代田区一番町25番地

- (4) 随意契約に係る契約金額
ア 平成12年度情報に係る情報料1件当たりの単価 14円
イ 平成13年度情報に係る情報料1件当たりの単価 13円
ウ 磁気テープ（カートリッジ型）1巻当たりの単価 2,000円

- (5) 契約の相手方を決定した手続
随意契約

- (6) 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

- (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道総務部税務課
イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第896号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成13年5月18日

北海道知事 堀 達 也

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

電子自治体推進緊急整備事業に使用する管理用パソコン 15台
同事業に使用するソフト 15組

- 2 落札を決定した日

平成13年3月12日

- 3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 大丸藤井株式会社

(2) 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

- 4 落札金額

3,656,625円

- 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 6 一般競争入札の公告

平成13年北海道告示第286号

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総合企画部情報政策課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第897号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成13年5月18日

北海道知事 堀 達 也

- 1 資格及び調達をする役務の種類

平成13年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約

平成13年5月18日に一般競争入札の公告を行う北海道保健福祉部の複写サービスの供給に係る契約

- (2) 資 格

北海道保健福祉部の複写サービスの供給の資格（以下「資格」という。）

第1263号

北海道公報

2	役 務 の 種 類	北海道保健福祉部の複写サービスの供給
	資 格 要 件	(3) 役 務 の 種 類 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 平成13年4月1日現在において引き続き2年以上複写サービスの供給事業を営んでいること。 (5) 北海道保健福祉部の複写サービスの供給に関し、供給する複写機及びその附属品の迅速な点検、調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。 (6) 当該調達役務に関し、要求仕様書に記載の複写機要件等を満たしていることを証明した者であること。
3	資 格 要 件 の 特 例	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。
	4 資格審査の申請の時期及び方法	(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成13年5月18日から23日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間にしなければならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道保健福祉部総務課 イ 提出先の所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 5 資格審査の再申請 (1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請

を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者がその構成員を変更したもの (2) 再 申 請 の 方 法 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資 格 の 喪 失 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。 (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。 (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。	
北海道告示第 898 号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成13年5月18日 北海道知事 堀 達 也	
1 入札に付する事項	北海道知事 堀 達 也
(1) 調達をする役務の名称及び数量	北海道保健福祉部の複写サービスの供給 一式
(2) 調達をする役務の仕様等	入札説明書による。
(3) 契 約 期 間	平成13年6月1日から平成14年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成16年5月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
(4) 履 行 場 所	北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部総務課、国民健康保険課、地域医療課、保健予防課、地域保健課、食品衛生課、薬務課、地域福祉課、高齢者保健福祉課、障害者保健福祉課、児童家庭課、保護課

- 2 入札に参加する者に必要な資格
平成13年北海道告示第897号に規定する北海道保健福祉部の複写サービスの供給の資格を有すること。
3 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部総務課
4 入札執行の場所及び日時
(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目
北海道庁別館庁舎9階 共用会議室A
(2) 入 札 日 時 平成13年5月28日 午前11時
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
5 入 札 保 証 金
入札保証金は、免除する。
6 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部総務課
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
7 郵便等による入札
郵便及び電報による入札は、認めない。
8 落札者の決定方法
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた各予定価格(単価)の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、入札書記載の入札総価格(各入札価格(単価)にそれぞれその予定供給枚数を乗じて得た額の合計額)が最低の価格で入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
9 契約書作成の要否
要
10 そ の 他
(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札は、無効とする。
(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額(単価)とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求時に加算すること(消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)。
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道保健福祉部総務課
イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-231-4111 内線 25-123

(4) この公告の内容は予定であり、変更することもあり得る。
(5) この入札の執行は、公開する。
(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第 899 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成13年5月18日

北海道知事 堀 達 也

名 称 又 は 氏 名	サービ ス の 種 類	所 在 地 又 は 住 所	指 定 年 月 日
有限会社みんと紋別ケアセンター ホームヘルプにじの家	訪問介護	紋別市大山町2丁目1番地	平成13. 4. 1
訪問介護事業所新得やすらぎ荘	訪問介護	中川郡池田町字大通2丁目9番地	同
訪問介護事業所サイスクアひまわり 石井病院指定訪問介護事業所 医療法人恵和会訪問入浴介護事業所アミニティ美幌	訪問介護 訪問入浴介護	上川郡新得町西3条北1丁目2番地 特別養護老人ホーム新得やすらぎ荘 千歳市信濃4丁目11-1 静内郡静内町高砂町3丁目3番1号 網走郡美幌町字新町1丁目3番地1 いっしんビル2階	同 同 同 同 13. 1. 1 同 13. 4. 1
さとう内科医院	居宅療養管理指導	虻田郡倶知安町北2条西2丁目18番地	同
東栄デイ・サービスセンター 北竜町デイサービスセンター アイリスケアセンター	通所介護 通所介護 通所介護	岩見沢市栄町1丁目3番地20 雨竜郡北竜町字和19番地の6 釧路市文苑4丁目66-15	同 同 同 13. 4. 10

名 寄 三 愛 病 院	短期入所療養介護	名寄市西1条北5丁目1番19	平成13. 3. 1	東栄デイ・サービスセンター	通所介護	岩見沢市栄町1丁目3番地20号	同
有限会社丸小矢旗金物店	福祉用具貸与	夕張郡栗山町中央2丁目69番地	同 13. 4. 3	おおたにクリニック	介護療養型医療施設	斜里郡清里町羽衣町35番地	同 13. 3. 1 同
痴呆対応型共同生活介護愛敬	痴呆対応型共同生活介護	上川郡愛別町豊里291-2	同 13. 4. 1	さ と う 内 科 医 院	居宅療養管理指導	虻田郡俱知安町北2条西2丁目18番地	同 13. 3.31 同
福 音 の 家	痴呆対応型共同生活介護	空知郡南幌町元町4丁目3番14号	同 13. 4. 2	乙部町居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業通所介護	爾志郡乙部町字緑町704番地の10 (平成13.4.1～14.3.31)	同 13. 4. 1 休止
シルバーハウスケーブ赤石	痴呆対応型共同生活介護	爾志郡乙部町字元和84-8	同 13. 4. 16	土幌通所介護事業所	通所介護	河東郡土幌町字土幌西2線169番 5	平成13. 4. 1 変更 (名称)
有限会社みんと紋別ケアセンター	居宅介護支援事業	紋別市大山町2丁目1番地	同 13. 4. 1	由仁町老人短期入所施設「ほほえみの家」	(変更前) 短期入所生活介護 (変更後) 訪問介護 (変更後) 居宅介護 支援事業	土幌通所介護事業所 土幌デイサービスセンター 夕張郡由仁町東栄88番地の2 由仁町老人短期入所施設「ほほえみの家」 由仁町介護老人福祉施設「ほほえみの家」	平成13. 4. 1 変更 (名称) 平成13. 4. 1 変更 (名称) 平成13. 4. 3 変更 (所在地)
紋別さいわいケアアライン相談センター	居宅介護支援事業	紋別市幸町6丁目28番地1号	同 12. 5.22	アイリスケアセンターくしろ	訪問介護 居宅介護 支援事業	釧路市昭和南3-15-5	同 13. 4. 1 変更 (所在地)
石井病院指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業	静内郡静内町高砂町3丁目3番1号	同 13. 1. 1	アイリスケアセンター五稜郭	(変更前) 訪問介護 (変更後) 訪問介護 (変更後) 居宅介護 支援事業	釧路市昭和南3-15-5 釧路市文苑4丁目66-15 函館市本町6-7	平成13. 4. 1 変更 (名称及び所在地)
鶴居村指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業	阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地	同 13. 4. 1	アイリスケアセンター	(変更前) 訪問介護 (変更後) 訪問介護 (変更後) 居宅介護 支援事業	アイリスケアセンター五稜郭 函館市本町6-7 アイリスケアセンター松陰 函館市松陰町16番4号	平成13. 4. 1 変更 (名称及び所在地)
居宅介護支援事業所新得やすらぎ荘	居宅介護支援事業	上川郡新得町西3条北1丁目2番地 特別養護老人ホーム新得やすらぎ荘	同	アイリスケアセンター	(変更前) 訪問介護 (変更後) 訪問介護 (変更後) 居宅介護 支援事業	アイリスケアセンター 上川郡新得町3条南3丁目5番地 新得町保健福祉センター内 上川郡新得町西3条北1丁目2番地 人ホーム新得やすらぎ荘	平成13. 3.31 変更 (所在地) 平成12. 7. 3 変更 (所在地)
居宅介護支援事業所ナイスカケアひまわり	居宅介護支援事業	千歳市信濃4丁目11-1	同	日帰りサービスセンターやすらぎ荘	通所介護	上川郡新得町3条南3丁目5番地 新得町保健福祉センター内 上川郡新得町西3条北1丁目2番地 人ホーム新得やすらぎ荘	平成13. 3.31 変更 (所在地) 平成12. 7. 3 変更 (所在地)
北海道告示第 900 号 生活保護法施行規則 (昭和25年厚生省令第21号) 第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり届出があった。 平成13年 5月18日				長沼町指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業 (変更前) (変更後)	長沼町中央北1丁目1番1号 長沼町南町2丁目3番1号	平成13. 4. 2 変更 (所在地)
名 称 又 は 氏 名	サービスの種類	所 在 地 又 は 住 所	届 出 の 内 容	北海道知事 堀 達 也	居宅介護支援事業 (変更前) (変更後)	長沼町中央北1丁目1番1号 長沼町南町2丁目3番1号	平成13. 4. 2 変更 (所在地)
道東勤医協くしろ医院	介護療養型医療施設	釧路市堀川町8番43号	平成13. 3.31 廃止	道東勤医協くしろ医院	短期入所療養介護	同	同

(変更前) 帯広市西23条南2丁目16-27
(変更後) 帯広市西23条南3丁目21番地 1 コウキビル 1階
訪問看護ステーション 訪問看護 帯広市西23条南2丁目16 平成13. 4. 2 変更
かいせい -27 (所在地)
(変更前) 帯広市西23条南2丁目16-27
(変更後) 帯広市西23条南3丁目21番地 1 コウキビル 1階

北海道告示第 901 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第 2 項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

平成13年 5 月18日

北海道知事 堀 達 也

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホーワック砂川店
砂川市東 1 条南12丁目20- 1、22- 2
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 中道リーヌ株式会社
代表取締役 関 寛
札幌市中央区北 1 条東 3 丁目 3 番地
- 3 市町村から聴取した意見の概要
意見なし
- 4 同法第 8 条第 2 項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出は無し
- 5 意見の縦覧

- (1) 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道空知支庁商工労働観光課
- (2) 縦覧期間
平成13年 5 月18日（金）から 6 月18日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- (3) 縦覧時間
午前 9 時から午後 5 時15分まで

北海道告示第 902 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区

の役員の就任及び退任の届出があった。

平成13年 5 月18日

北海道知事 堀 達 也

温根別土地改良区

就退任 の 別	就退任年月日	理事・ 監事の 別	氏 名	住 所
------------	--------	-----------------	-----	-----

就 任	平成13. 4. 24	理 事	國井 一夫	上川郡剣淵町第 9 区1745番地
同	同	同	北島 勇析	士別市温根別町北 8 線西 1 番地
同	同	同	真鍋 博	同 温根別町10線 2 番地
同	同	同	安藤 薫弘	同 温根別町南 9 線東 3 番地
同	同	同	福岡 亮二	同 温根別町南 5 線西 4 番地
同	同	同	後藤 強	上川郡剣淵町第 9 区
同	同	同	穴戸 悦二	士別市温根別町南 1 線西 3 号
同	同	監 事	佐藤 眞一	同 温根別町南 8 線西 4 番地
退 任	13. 4. 23	理 事	國井 一夫	上川郡剣淵町第 9 区1745番地
同	同	同	菅原 宏	同 第 9 区1229番地の 1
同	同	同	北島 勇析	士別市温根別町北 8 線西 1 番地
同	同	同	真鍋 博	同 温根別町10線 2 番地
同	同	同	中 勝英	同 温根別町南 2 線東 1 番地
同	同	同	安藤 薫弘	同 温根別町南 9 線東 3 番地
同	同	監 事	穴戸 悦二	同 温根別町南 1 線西 3 号
同	同	同	佐藤 眞一	同 温根別町南 8 線西 4 番地

剣淵土地改良区

就退任 の 別	就退任年月日	理事・ 監事の 別	氏 名	住 所
------------	--------	-----------------	-----	-----

就 任	平成13. 4. 27	理 事	佐藤 仁志	上川郡剣淵町第12区1578番地の 123
同	同	同	成田 和彦	上川郡剣淵町第 3 区9396番地
同	同	同	矢萩 行男	同 第 8 区9589番地
同	同	同	尾形 正捷	同 第13区5408番地
同	同	同	江口 敏廣	同 第 4 区9021番地
同	同	同	磯川 久夫	同 第10区7891番地

第1263号

退任	平成13. 4. 26	理事	佐藤 仁志	上川郡剣淵町第12区1578番地の123
同	同	同	成田 和彦	上川郡剣淵町第3区9396番地
同	同	同	矢萩 行男	同 第8区9589番地
同	同	同	尾形 正捷	同 第13区5408番地
同	同	同	江口 敏廣	同 第4区9021番地
同	同	同	磯川 久夫	同 第10区7891番地

美瑛土地改良区

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
平成13. 3. 31	理 事	中 岡 忠 義	上川郡美瑛町字明根内更生

北海道告示第 903 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成13年5月8日、倶知安土地改良区の定款の変更を認可した。

平成13年5月18日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 904 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成13年5月22日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年5月18日

地区名	事業の種類	北海道知事 堀 達 也
社 名 洲	中山間地域総合整備（ほ場整備、客土、暗きよ、農用地改良保全）	北海道網走支庁
第2小清水	畑地帯総合整備 [担い手支援型（単独土層改良）]（暗きよ、土層改良）	同
第2岐阜	畑地帯総合整備 [担い手支援型]（暗きよ、区画整理、土層改良）	同
第2美咲	畑地帯総合整備 [担い手育成型]（暗きよ、土層改良、農道）	同

北海道告示第 905 号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成13年5月22日から20日間、一般の縦覧に供する。			
平成13年5月18日			
		北海道知事	堀達也
地区名	事業の種類	縦覧場所	
黄金の郷里	中山間地域総合整備（農業用排水、農道、ほ場整備、暗きよ）	北海道石狩支庁	
開明	防災ダム	北海道上川支庁	
旭生	土地改良総合整備（農業用排水、農道、暗きよ）	北海道胆振支庁	

北海道告示第 906 号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成13年5月18日

北海道知事 堀 達 也

地区名	事業の種類	完了年月日
旭	かんがい排水	平成8.11.29
大 城	明きよ排水	同 8.11. 8
白 山	かんがい排水	同 9. 1.31
矢 文 沢	ため池等整備（老朽ため池）	同 9. 1.20
藤 野 1	同（用排水施設）	同 8.12. 9
ダム左岸幹線	同	同 8.12. 6
ヨソカシユッペ	同（河川工作物応急対策）	同 9. 3.25
温 根 別 南	一般農道（過疎基幹）	同 8.11.22
東 栄 4 ケ	同（広域関連）	同 8.10.28
ベ ン 志 利 台	農地保全	同 8. 7.19
緑 台	土地改良総合整備 [一般型]（農業用排水）	同 8. 7.18
同	同（暗きよ）	同 9.12. 5
同	同（農道）	同 9. 6.10
同	同（区画整理）	同 9. 9.19
同 学 田	畑地帯総合整備 [担い手支援型（単独土層改良）]（暗きよ）	同 10. 2.23
同	畑地帯総合整備 [担い手支援型（単独土層改良）]（土層改良）	同 10.10.30
同 士 別 東	土地改良総合整備 [一般]（農業用排水）	同

士 別 東	土地改良総合整備 [一般] (暗きょ)	平成10. 3. 16
同	同 (農道)	同 10. 7. 31
光	農地開発	同 11. 2. 10
大 名	農村自然環境整備 (農道)	同 10. 11. 30
寄 東	農免農道整備	同 10. 10. 8
高 台	同	同 10. 9. 30
豊 里	一般農道 (広域関連)	同 11. 9. 2
名 寄 第 5	ため池等整備 (小規模用排水施設)	同 11. 12. 15
ルベジベ第二	開拓地整備 (道路)	同 12. 2. 10
大 沢	中山間地域総合農地防災 (農業用排水)	同 12. 3. 29
同	同 (農用地保全)	同 12. 3. 10
中 士 別	土地改良総合整備 [一般型] (農業用排水)	同 11. 9. 14
同	同 (暗きょ)	同 11. 12. 13
温 根 別	土地改良総合整備 [緊急生産調整推進型] (暗きょ)	同 11. 12. 16
同	土地改良総合整備 [緊急生産調整推進型] (農業用排水)	同 12. 3. 10
同 山 部 南 陽 第 1	土地改良総合整備 [緊急生産調整推進型] (農道)	同 12. 2. 22
武 德 第 2	農地保全整備 (排除工事 (農地保全))	同 11. 9. 16
同	ほ場整備 [担い手育成 [高度利用型]] (農業用排水)	同 11. 12. 2
同	ほ場整備 [担い手育成 [高度利用型]] (暗きょ)	同 11. 11. 15
同 武 德 第 2	同 (農道)	同 9. 7. 28
同	同 (暗きょ)	同 11. 11. 15
同	同 (農業用排水)	同 8. 11. 29
同 大 成 第 2	ほ場整備 [担い手育成 [高度利用型]] (農道)	同 11. 1. 28
福	農免農道整備	同 12. 10. 2
	一般農道整備 (集乳農道)	同 12. 10. 20

北海道告示第 907 号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2 第 1 項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成13年 5 月18日

北海道知事 堀 達 也

- 保安林の所在場所 函館市峨眉野町194の 1、194の 3から194の 5まで
 - 指定の目的 水源のかん養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
- 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 峨眉野町194の 1・194の 3から194の 5まで (以上 4筆について次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第 908 号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成13年 5 月18日

北海道知事 堀 達 也

- 解除予定保安林の所在場所 帯広市上帯広町899・901 (以上 2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び帯広市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 解除予定保安林の所在場所 茅部郡砂原町字紋兵エ砂原600の 1 (次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 解除の理由 砂防施設用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁経済部林務課及び砂原町役場に

備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第 909 号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定による通知があった。

平成13年 5月18日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 解除予定保安林の所在 場所 夕張市 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定され た目的 水源のかん養
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 2(1) 解除予定保安林の所在 場所 夕張市 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定され た目的 水源のかん養
- (3) 解 除 の 理 由 ダム事業用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 3(1) 解除予定保安林の所在 場所 浜益郡浜益村 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定され た目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び浜益村役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 4(1) 解除予定保安林の所在 場所 山越郡八雲町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定され た目的 土砂の流出の防備

- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 5(1) 解除予定保安林の所在 場所 余市郡仁木町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定され た目的 土砂の流出の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び仁木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 6(1) 解除予定保安林の所在 場所 勇払郡占冠村 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定され た目的 水源のかん養
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び占冠村役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 7(1) 解除予定保安林の所在 場所 常呂郡留辺蘂町字花丘124の 1・124の 3 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)、123の 2、124の 2、132の 2、132の 3、133の 2、133の 3、151の 2、151の 3
- (2) 保安林として指定され た目的 土砂の流出の防備
- (3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び留辺蘂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 8(1) 解除予定保安林の所在 場所 常呂郡常呂町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定され た目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び常呂町役場に備え

置いて縦覧に供する。)

- 9(1) 解除予定保安林の所在 野付郡別海町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 場所
- (2) 保安林として指定され 風害の防備
- た目的
- (3) 解除の理由 農道用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び別海町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

10(1) 解除予定保安林の所在 標津郡中標津町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

場所

- (2) 保安林として指定され 水源のかん養
- た目的
- (3) 解除の理由 土地改良事業用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び中標津町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

北海道告示第 910 号

過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年法律第15号) 第14条第 1 項の規定による町道の工事

事を次のとおり開始する。

平成13年 5月18日

- 1 路線名 赤平市道基線 北海道知事 堀 達 也
- 2 工事区間 赤平市幌岡町294番 3地先から 赤平市幌岡町281番地先まで
- 3 工事の種類 改築
- 4 工事開始の日 平成13年 5月22日

北海道告示第 911 号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から 2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年 5月18日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 阿寒標茶線
- 3 道路の区域
- 区 間
- 変更前後の別
- 敷地の幅員
- 延長
- 国道等との重複区間
- 阿寒郡阿寒町字舌辛原野 11.90mから 256.87m 一般国道240号における 11.97mの間
- 18線37番 2地先 (一般国道240号交点) から阿寒郡阿寒町字舌辛原野18線 22.29mまで
- 37番11地先 (河川敷地) まで 14.13mから 256.87m 一般国道240号における 11.97mの間
- 後 31.10mまで

北海道告示第 912 号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第22条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成13年 5月18日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) しゅん功認可の年月日 平成13年 5月 9日
- (2) しゅん功認可を受けた者 北海道
- ア氏名又は名称 札幌市中央区北 3条西 6丁目
- イ住 所 北海道知事 堀 達也
- ウ代表者の氏名
- (3) 埋立区域
- ア位 置 域
- イ 区 域
- ①の地点
- 余市郡余市町入舟町 2番 2及び 5番 2地先の公有水面
- 次の①の地点から⑩の地点までを順次に結んだ線及び①
- の地点と⑩の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
- W 9 の地点 (北緯43度11分47秒 東経140度47分27秒、
- X = -89.121.990 Y = 43.960.610) から方向角108度
- 06分47秒の方向323.36mの地点
- ①の地点から方向角154度07分52秒の方向25.36mの地点
- ②の地点から方向角128度02分28秒の方向41.83mの地点
- ③の地点から方向角218度03分16秒の方向12.80mの地点
- ④の地点から方向角128度03分11秒の方向10.50mの地点
- ⑤の地点から方向角218度03分18秒の方向7.20mの地点
- ⑥の地点から方向角308度03分18秒の方向12.90mの地点

第 1 2 6 3 号

北 海 道 公 報

⑧の地点		⑦の地点から方向角38度03分19秒の方向14.00mの地点
⑨の地点		⑧の地点から方向角307度47分02秒の方向39.53mの地点
⑩の地点		⑨の地点から方向角333度17分45秒の方向28.00mの地点
ウ 面 積		518.81㎡
(4) 免許年月日及び番号		平成11年7月9日 砂防第25—5号指令
(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名		余市町
2(1) しゅん功認可の年月日		平成13年5月9日
(2) しゅん功認可を受けた者		北海道
ア 氏 名 又 は 名 称		札幌市中央区北3条西6丁目
イ 住 所		北海道知事 堀 達也
(3) 埋 立 区 域		余市郡余市町入舟町2番2並びに浜中町1番1、1番2、4番1及び5番地先の公有水面
ア 位 置		次の1の地点から23の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と23の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
イ 区 域		W 9 の地点 (北緯43度11分47秒 東経140度47分27秒、X＝－89.121.990 Y＝43.960.610) から方向角37度11分20秒の方向132.15mの地点
1の地点		1の地点から方向角80度28分46秒の方向52.96mの地点
2の地点		2の地点から方向角64度14分16秒の方向12.32mの地点
3の地点		3の地点から方向角153度32分39秒の方向49.98mの地点
4の地点		4の地点から方向角63度55分56秒の方向10.31mの地点
5の地点		5の地点から方向角154度10分21秒の方向204.42mの地点
6の地点		6の地点から方向角244度10分35秒の方向46.10mの地点
7の地点		7の地点から方向角154度10分02秒の方向4.20mの地点
8の地点		8の地点から方向角274度44分35秒の方向11.61mの地点
9の地点		9の地点から方向角334度10分52秒の方向63.53mの地点
10の地点		10の地点から方向角159度09分37秒の方向5.00mの地点
11の地点		11の地点から方向角244度11分53秒の方向35.93mの地点
12の地点		12の地点から方向角289度09分37秒の方向5.00mの地点
13の地点		13の地点から方向角334度10分58秒の方向113.43mの地点
14の地点		
15の地点		14の地点から方向角19度16分06秒の方向5.00mの地点
16の地点		15の地点から方向角244度10分38秒の方向18.99mの地点
17の地点		16の地点から方向角333度35分19秒の方向10.00mの地点
18の地点		17の地点から方向角64度11分00秒の方向58.55mの地点
19の地点		18の地点から方向角334度11分03秒の方向25.99mの地点
20の地点		19の地点から方向角244度11分44秒の方向33.01mの地点
21の地点		20の地点から方向角350度37分47秒の方向20.45mの地点
22の地点		21の地点から方向角20度17分30秒の方向5.07mの地点
23の地点		22の地点から方向角303度35分51秒の方向3.43mの地点
ウ 面 積		20.759.22㎡
(4) 免許年月日及び番号		平成元年5月25日 砂防第3034号指令
(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名		余市町
3(1) しゅん功認可の年月日		平成13年5月9日
(2) しゅん功認可を受けた者		北海道
ア 氏 名 又 は 名 称		札幌市中央区北3条西6丁目
イ 住 所		北海道知事 堀 達也
(3) 埋 立 区 域		余市郡余市町入舟町2番2並びに浜中町4番1及び5番地先の公有水面
ア 位 置		次の①の地点から④の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と④の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
イ 区 域		W 9 の地点 (北緯43度11分47秒 東経140度47分27秒、X＝－89.121.990 Y＝43.960.610) から方向角91度46分28秒の方向217.77mの地点
①の地点		①の地点から方向角64度11分30秒の方向72.03mの地点
②の地点		②の地点から方向角154度10分01秒の方向19.50mの地点
③の地点		③の地点から方向角244度12分25秒の方向72.03mの地点
④の地点		次の⑦の地点と⑧の地点とを結んだ線、⑧の地点と①の地点とを結んだ線、①の地点と④の地点とを結んだ線、④の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線及び⑦の地

点と⑥の地点とを結んだ線によって囲まれた区域	
⑦の地点	W 9 の地点（北緯43度11分47秒 東経140度47分27秒、 X = -89.121.990 Y = 43,960.610）から方向角65度37分25秒の方向191.83mの地点
⑧の地点	⑦の地点から方向角63度59分40秒の方向1.19mの地点
①の地点	⑧の地点から方向角154度09分18秒の方向96.05mの地点
④の地点	①の地点から方向角154度10分55秒の方向19.48mの地点
⑤の地点	④の地点から方向角154度11分21秒の方向93.09mの地点
⑥の地点	⑤の地点から方向角243度45分29秒の方向1.19mの地点
ウ 面 積	A地区 1,403.86㎡
	B地区 251.48㎡
	計 1,655.34㎡
(4) 免許年月日及び番号	平成10年10月6日 砂防第73-17号指令
(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	余市町

公 告

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成13年5月18日

北海道知事 堀 達 也

1 業務概要

(1) 業 務 名 申請書類等電子化推進事業

(2) 業務内容 申請書類等の用紙を電子化しデータベースに登録する業務と、電子化された用紙データをホームページ上で提供するとともに用紙データの追加・更新等を容易に行えるシステムの開発を委託する。

(3) 履行期限 平成13年8月31日

2 参加資格及び特定基準

(1) プロポーザルの提出者に要求される資格

ア 資本金が1,000万円以上であること。

イ 道内業者又は道内に営業拠点を有する業者であること。

ウ 過去にインターネット環境で稼働するデータベース・システムの開発業務を受託し、確実に履行した実績を有すること。

エ 事業の実施に伴う新規の雇用及び就業機会の創出に係る労務費の割合が、原則として委託料の25%以上を確保できること。

(2) プロポーザルの特定基準
ア 事務所の実力等
イ 実施体制等
ウ 新規雇用の考え方
エ 新規雇用数、雇用期間及び新たな就業の可能性
オ データ作成の考え方
カ データ作成の方法や体制
キ システムの充実度
ク システムの操作性、ホームページの画面遷移及びデータ管理の容易性
3 手続等
(1) 担当部局
郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合企画部情報政策課
電話番号 011-231-4111 内線 23-228
フアクシミリ 011-232-3962
E-mail johokikakus@prefhokkaido.jp
(2) プロポーザル説明書の交付期間及び交付場所
平成13年5月18日（金）から24日（木）まで
（交付時間は、午前9時から午後5時まで）
交付場所は、(1)に同じ。
(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法
平成13年5月25日（金）午後5時
提出場所は、(1)に同じ。
持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。
(4) プロポーザルの提出期限並びに提出場所及び方法
平成13年6月8日（金）午後5時
提出場所は、(1)に同じ。
持参すること。
4 その他
(1) 契約書作成の要否
(2) 関連情報入手するための照会窓口
3の(1)に同じ。
(3) 詳細は、プロポーザル説明書による。

支 庁 告 示

札幌医科大学告示

北海道胆振支庁告示第3号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年 5月18日

北海道胆振支庁長 天 谷 直 純

- 1(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
登別市千歳町156番21のうち、179番2のうち
- 2(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
登別市鷺別町2丁目3番5
- 2(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
室蘭市宮の森町4丁目22番20号
東陽ハウス株式会社 代表取締役 倉見 卓司
- 2(3) 開発許可年月日及び番号
平成13年2月19日 胆建指第12-14号
- 3(1) 開発許可年月日及び番号
平成13年3月23日 胆建指第12-18号

北海道十勝支庁告示第12号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年 5月18日

北海道十勝支庁長 尾 山 篤 治

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
河東郡音更町字音更西2線13-1のうち、17-1のうち、17-2、17-3のうち、17-4、17-5、17-9のうち、17-10、17-11、17-12、17-13のうち、91のうち、西3線14-2のうち、14-3のうち、14-5のうち、16-1のうち、16-2、18-1のうち、18-2、18-3、18-11のうち、18-12のうち、18-13（第5工区）
河東郡音更町元町2番地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
音更町土地開発公社 理事長 山口 武敏
- 3 開発許可年月日及び番号
平成12年 5月11日 十建指第12-1号

札幌医科大学告示第15号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成13年 5月18日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

- 1(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量
札幌医科大学基礎医学研究棟清掃業務 一式
- 2(1) 落札を決定した日
平成13年 3月26日
- 2(2) 落札者の氏名及び住所
ア 氏 名 北海道クリーン・システム株式会社
イ 住 所 札幌市中央区北2条西2丁目8番地
- 2(3) 落札金額
953万4,000円
- 2(4) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 2(5) 一般競争入札の公告
平成13年札幌医科大学告示第7号
- 2(6) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 札幌医科大学事務局総務課
イ 所在地 北海道札幌市中央区南1条西17丁目
- 2(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量
札幌医科大学医学部附属病院（外来診療棟を除く。）及び看護婦宿舎清掃業務 一式
- 2(2) 落札を決定した日
平成13年 3月26日
- 2(3) 落札者の氏名及び住所
ア 氏 名 北海道クリーン・システム株式会社
イ 住 所 札幌市中央区北2条西2丁目8番地
- 2(4) 落札金額
9,534万円
- 2(5) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

(6) 一般競争入札の公告 平成13年札幌医科大学告示第7号	一式
(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 札幌医科大学事務局総務課 イ 所在地 北海道札幌市中央区南1条西17丁目	
3(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 札幌医科大学臨床教育研究棟及び医学部附属病院外来診療棟清掃業務	
(2) 落札を決定した日 平成13年3月26日	
(3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 フートビルシステム株式会社 イ 住 所 札幌市西区八軒7条東3丁目7番11号	
(4) 落札金額 5,040万円	
(5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	
(6) 一般競争入札の公告 平成13年札幌医科大学告示第7号	一式
(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 札幌医科大学事務局総務課 イ 所在地 北海道札幌市中央区南1条西17丁目	
4(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 札幌医科大学医療廃棄物処理業務	
ア 感染性廃棄物 調達予定数量 958,500 ℓ イ 非感染性廃棄物 調達予定数量 585,750 ℓ	
(2) 落札を決定した日 平成13年3月26日	
(3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 株式会社 北海道放射線管理センター イ 住 所 札幌市北区北22条西9丁目1番1号	
(4) 落札金額 ア 感染性廃棄物 1 ℓ 当たりの単価 68円 イ 非感染性廃棄物 1 ℓ 当たりの単価 22円	

(5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	札幌医科大学長 秋 野 豊 明	
(6) 一般競争入札の公告 平成13年札幌医科大学告示第9号		
(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 札幌医科大学事務局総務課 イ 所在地 北海道札幌市中央区南1条西17丁目		
札幌医科大学告示第16号		
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。		
平成13年5月18日		
1 落札に係る特定役務の名称及び数量 札幌医科大学医学部附属病院医療機器等の保守点検、修理、研磨及び中央管理業務一式		
2 落札を決定した日 平成13年4月2日	札幌医科大学長 秋 野 豊 明	
3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社ムトウテクノス (2) 住 所 札幌市中央区北2条西17丁目1-2		
4 落札金額 81,433,800円		
5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札		
6 一般競争入札の告示 平成13年札幌医科大学告示第3号及び平成13年札幌医科大学告示第4号		
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 札幌医科大学事務局病院課物流管理センター (2) 所在地 北海道札幌市中央区南1条西16丁目		
独立衛生研究所告示		
北海道立衛生研究所告示第2号		
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成13年5月18日		

第1263号

北海道教育庁石狩教育局告示第2号

北海道立衛生研究所長 田 村 正 秀	
1 落札に係る物品等の名称及び数量	
(1) 名 称 重油（J I S 1種1号）1 ℓ当たりの単価	
(2) 数 量 調達予定数量 1,200ℓ	
2 落札を決定した日	
平成13年 3月29日	
3 落札者の氏名及び住所	
(1) 氏 名 北日本石油株式会社	
(2) 住 所 東京都中央区日本橋浜町2丁目14番5号	
4 落札金額	
28,50円	
5 契約の相手方を決定した手続	
一般競争入札	
6 一般競争入札の公告	
平成13年北海道立衛生研究所告示第1号	
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
(1) 名 称 北海道立衛生研究所総務部総務課	
(2) 所在地 北海道札幌市北区北19条西12丁目	
北海道教育庁石狩教育局告示	
北海道教育庁石狩教育局告示第2号	
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。	
平成13年 5月18日	
1 落札に係る物品等の名称及び数量	北海道教育庁石狩教育局長 藤 谷 剛 教
パースナルコンピュータ 2式 42台×2校（職業科）	
2 落札を決定した日	
平成13年 4月27日	
3 落札者の氏名及び住所	
(1) 氏 名 松下クレジット株式会社	
(2) 住 所 大阪府大阪市中央区城見2丁目1ー61号	
4 落札金額	
363,300円	
5 契約の相手方を決定した手続	

一般競争入札
6 一般競争入札の公告
平成13年北海道教育庁石狩教育局告示第1号
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課
(2) 所在地 北海道札幌市中央区北3条西7丁目

北海道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第63号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年11月29日自治省告示第165号）第2条第7項の規定に基づき、参議院選挙区選出議員選挙における候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数について、次のとおり決定した。

平成13年5月18日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

選 挙 名	区 分	一 般 放 送 事 業 者	回 数
参議院選挙区 選出議員選挙	テレビ	札幌テレビ放送株式会社（STV）	1 回
		北海道テレビ放送株式会社（HTB）	1 回
		北海道文化放送株式会社（u h b）	1 回
	ラジオ	札幌テレビ放送株式会社（STV）	1 回

北海道選挙管理委員会告示第64号

昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成13年5月18日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

「エルム大滝病院 有珠郡大滝村字本郷85の3 57.12. 8
北 湯 沢 病 院 同 宇 徳 町 159 番 61. 2. 4
地 3
」
「医療法人円友会松井 同 宇 川 東 92 番 地 平 9. 4. 22
病院 1
を

医療法人交雄会そうべつ温泉病院	同	壮瞥町字南久保内146番地12	平 4. 6.26
「医療法人円友会松井病院	同	字川東92番地1	平 9. 4.22
同	譲に会大滝	有珠郡大滝村字本郷85番地3	平13. 5. 8
温泉病院	譲に会北湯	同	字優徳町159番地
同	同	同	に改める。
沢温泉病院	同	地	
同	交雄会そう	壮瞥町字南久保内146番地12	平 4. 6.26
べつ温泉病院	同	同	」

北海道公安委員会告示

北海道公安委員会告示第36号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行つたので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成13年5月18日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都台東区東上野3丁目12番9号株式会社エース電研
代表者の氏名	代表取締役 武本 孝俊
製造又は検査を行う事業所の所在地	東京都荒川区東日暮里2丁目48番6号
型式の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式名	C R むし虫ランプJ X
製造業者名	株式会社エース電研
型式試験番号	10010700
検定年月日	平成13年5月18日
検定番号	第10010700号
検定の有効期間	公示の日（平成13年5月18日）から3年間
検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地株式会社三共
代表者の氏名	代表取締役 毒島 秀行

製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地1
型式の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式名	フイーパー兄貴DX
製造業者名	株式会社三共
型式試験番号	10011400
検定年月日	平成13年5月18日
検定番号	第10011400号
検定の有効期間	公示の日（平成13年5月18日）から3年間
検定申請者の氏名又は名称及び住所	大阪府東大阪市長田中1丁目67番地2株式会社パイオニア
代表者の氏名	代表取締役 野口 三次
製造又は検査を行う事業所の所在地	佐賀県小城郡牛津町大字下砥川1番地1
型式の種類	回胴式遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式名	キャンデイボールV
製造業者名	株式会社パイオニア
型式試験番号	04050900
検定年月日	平成13年5月18日
検定番号	第04050900号
検定の有効期間	公示の日（平成13年5月18日）から3年間
検定申請者の氏名又は名称及び住所	大阪府大阪市北区東天満2丁目1番2号株式会社パルテック
代表者の氏名	代表取締役 中野 純弘
製造又は検査を行う事業所の所在地	大阪府堺市八田西町2丁目11番47号
型式の種類	回胴式遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式名	ビレイ
製造業者名	株式会社パルテック
型式試験番号	14007500
検定年月日	平成13年5月18日
検定番号	第14007500号

	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年5月18日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	大阪府大阪市北区東天満2丁目1番2号株式会社バルテック
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 中野 純弘
	製造又は検査を行う事業所の所在地	大阪府堺市八田西町2丁目11番47号
5	遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型 式 名	ユメデンセツ
	製造業者名	株式会社バルテック
	型式試験番号	14000400
	検 定 年 月 日	平成13年5月18日
	検 定 番 号	第14000400号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年5月18日）から3年間

規 則 案 本 部 告 示

北海道警察本部告示第67号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成13年5月18日

北海道警察本部長 山 田 高 廣

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成13年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 約 平成13年5月18日に一般競争入札の公告を行う端末機接続機器

の賃貸借契約

(2) 資 格 格 端末機接続機器の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」とい

う。）

(3) 物 品 等 の 種 類 端末接続機器の賃貸借

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止していないこと。

(4) 道税を滞納している者でないこと。

(5) 平成13年5月1日現在において、コンピュータ及び周辺機器の賃貸事業を営んでいること。

(6) 過去2年間において、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(7) 調達物品の保守点検が可能なる者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等共同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期

資格審査の申請は、平成13年5月18日から24日までの間にしなければならない。

(2) 申 請 の 方 法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部情報管理課

イ 提出先の所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

5 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資

格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

北海道警察本部告示第68号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成13年5月18日

北海道警察本部長 山田 高 廣

- (2) 再申請の方法
再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 資格の有効期間
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 有効期間の更新
資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。
- 7 資格の喪失
資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする賃借物品の名称及び数量
端末機接続機器 1式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする賃借物品の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成13年7月1日から平成14年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成18年6月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (4) 納入場所 契約担当等が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
平成13年北海道警察本部告示第67号に規定する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011-251-0110 内線 2236
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部1階入札会場
- (2) 入札日時 平成13年5月28日 午前10時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
入札保証金は、免除する。
- 6 郵便等による入札
郵便及び電報による入札は認めない。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011-251-0110 内線 2236
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 8 落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
- 10 その他

- (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称 北海道警察本部総務部会計課
イ 所在地 郵便番号 060-8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2236
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

(7) 契約保証金は、免除する。

北海道警察本部告示第69号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成13年5月18日

北海道警察本部長 山 田 高 廣

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量

ア	事務用机	11個
イ	事務用回転いす	11個
ウ	OA回転いす	11個
エ	スタッキングチェア	10個
オ	フレイリソグキャビネット	2個
カ	カードキャビネット	1個
キ	ワゴン（脇机）	5個
ク	スチール書庫	3個
ケ	ＯＨＰ用テール	1個
コ	回転黒板	1個
サ	ペンフレットスタンド	1個
シ	パーチイシヨンスタンド	10個
ス	傘立て	1個
セ	応接用いす	2個
ソ	食器棚	2個
タ	掃除用具入れ	1個
チ	台車	1個
ツ	更衣ロッカー	1個

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成13年6月25日

(4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011-251-0110 内線 2236

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部 1階入札会場

(2) 入 札 日 時 平成13年6月4日 午後1時30分

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 郵便等による入札

(1) 郵便による入札は認めない。

(2) 電報による入札は認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011-251-0110 内線 2236

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課

- 税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- イ 所 在 地 郵便番号 060－8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
- 電話番号 011－251－0110 内線 2236
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道警察本部公告第70号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成13年5月18日

北海道警察本部長 山田 高 廣

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品の名称及び数量
交通事件捜査車 2台
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 日 平成13年8月13日
- (4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 納入する物品又はこれと類似する物品について、平成13年5月1日現在において、引き続き2年以上の生産又は販売実績を有すること。
- (4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成13年5月18日から28日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060－8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部装備課

電話番号 011－251－0110 内線 2332

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011－251－0110 内線 2236

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部1階入札会場

(2) 入 札 日 時 平成13年6月4日 午前10時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 郵便等による入札

(1) 郵便による入札は認めない。

(2) 電報による入札は認めない。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011－251－0110 内線 2236

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否
要

11 その他

- (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- イ 所 在 地 郵便番号 060-8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2236
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

○正 誤

平成13年5月8日（第1260号）

北海道人事委員会規則4-40（管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

65 上 21

誤 改正 「（課に置かれるものを除く。）」を削り、
正 削り 「主幹（課に置かれるものを除く。）」を「主幹（医療参事）に
改め、